



2025年9月16日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4464 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役 小西 紀行
(TEL. 06-6942-8761)

ECM マスター ファンド SPV 3による当社株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ECM マスター ファンド SPV 3により、2025年9月12日付で、別添のとおり、当社の普通株式に対する公開買付けの開始に関する公表がなされましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2025年9月12日付「株式会社ソフト99コーポレーション（証券コード4464）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 ECM マスター ファンド SPV 3
代表者名 ディレクター 高坂 卓志

株式会社ソフト 99 コーポレーション（証券コード 4464）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ECM マスター ファンド SPV 3（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社ソフト 99 コーポレーション（コード番号：4464、以下「対象者」といいます。）の普通株式を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、株券等の取得及び所有等を目的として、ケイマン諸島法に基づき2021年3月10日に設立された法人（外国法人）であり、本日現在において、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を所有しておりません。

公開買付者の株式は、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（以下「ECM」といいます。）が運用するイーシーエム マスター ファンド（ECM Master Fund）（以下「MF」といいます。）の受託者として、サンテラ（ケイマン）リミテッド（以下「サンテラ」といい、公開買付者、ECM及びサンテラを総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）が全て所有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

また、公開買付者の特別関係者であるECMは、本日現在、対象者普通株式を100株（所有割合（注1）0.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。））所有しており、公開買付者の特別関係者であり、ECMが運用するMFの受託者としてのサンテラは、本日現在、対象者普通株式を1,036,400株（所有割合4.80%）所有しており、公開買付者グループは、本日現在、対象者普通株式を合計で1,036,500株（所有割合4.80%）所有しております。

（注1）所有割合とは、対象者が2025年8月6日に公表した「2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（22,274,688株）から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者の所有する自己株式数（679,505株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株支援信託ESOP」の信託財産である対象者普通株式115,100株を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した数（21,595,183株）に対する割合をいいます。以下、別途の記載がある場合を除き、同じです。

ECMは、対象者普通株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安であると考えたため、2007年5月中旬に対象者普通株式を初めて取得して以来、時期によって増減はあるものの、18年以上にわたり対象者普通株式の保有を継続しており、その間、ECMは対象者に対して、十数回にわたる経営陣との面談を中心

としたエンゲージメントを通して、対象者の経営の効率性等に関する課題について伝達してきました。

そのような中、ECMは、2025年8月6日に堯アセットマネジメント株式会社（以下「堯アセットマネジメント」といいます。）が開示した、「株式会社ソフト99コーポレーション（証券コード：4464）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題する堯アセットマネジメントによる対象者に対する公開買付け（以下「堯アセットマネジメント公開買付け」といいます。）に関するプレスリリース（以下「堯アセットマネジメント公開買付けプレスリリース」といいます。）を確認し、堯アセットマネジメント公開買付けが実施されることを知るに至りました。堯アセットマネジメント公開買付けプレスリリースによると、堯アセットマネジメントは、対象者普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び公開買付不応募契約の対象である対象者普通株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引の一環として、堯アセットマネジメント公開買付けを実施することを決定したとのことです。

しかしながら、対象者普通株式1株につき2,465円という堯アセットマネジメント公開買付けの買付け等の価格（以下「堯アセットマネジメント公開買付け価格」といいます。）は、PBR1倍を下回る著しく割安な水準であり、少数株主利益が保護されていないと考えられたため、ECMは、少数株主利益の保護に強い懸念を生じさせる堯アセットマネジメント公開買付けが許容される事態は、日本の資本市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうことにもなりかねず、2007年5月に対象者普通株式への投資を開始して以来、18年以上の長期にわたり対象者の株主であり続けるECMが株主としての責任を適切に果たすためにも、看過することはできないと考えました。そこで、ECMは、対象者の特別委員会の委員と面談を行い、ECMが有する堯アセットマネジメント公開買付けに対する問題意識に関して、特別委員会の委員から説明を受けるべく、面談の機会を設定することを2025年8月18日付けで対象者に要請しました。これに対し、同月21日、対象者より、開示情報以上の説明はいたしかねるとの理由で、特別委員会の委員との面談の機会を設けることに応じることはできない旨、及び、ECMによる長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく対象者の常務取締役である小西紀行氏らとの面談を設定する旨のメールによる回答がありましたが、ECMは同月25日、謝意はメールにより承っていたことを理由に、同氏らとの面談は見送らせていただく旨を回答しました。

堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が限定されている中、ECMは、上記のとおり対象者の特別委員会との面談を拒否されたことを含めた総合的な状況判断の結果、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的として、公開買付者による本公開買付けの実施を検討し、2025年8月28日付けで、対象者に対し、対象者普通株式1株あたりの買付け等の価格を4,100円として本公開買付けを実施することに関して、意向表明（以下「本意向表明」といいます。）をするに至ったものです。なお、堯アセットマネジメント公開買付け価格が不当に割安な価格であると考えられる理由及び公開買付者が本公開買付けの実施に至った経緯の詳細については、「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,163,300株（所有割合：28.54%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,163,300株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,163,300株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（6,163,300株）は、対象者第1四半期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（22,274,688株）から、対象者第1四半期決算短信に記載された同日現在

の対象者が所有する自己株式数（679,505株）を控除した株式数（21,595,183株）に係る議決権数（215,951個）に33.34%を乗じた数（71,998個）（小数点以下を切り捨てしております。）から、公開買付者グループが所有する対象者普通株式数（1,036,500株）に係る議決権数（10,365個）を控除した数（61,633個）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,163,300株）です。

本公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、本公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的の一つとするものであり、そのためには相応の議決権を確保する必要があります。また、堯アセットマネジメント公開買付けが成立した場合には、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合を行うことにより、対象者の株主を堯アセットマネジメント及び堯アセットマネジメント公開買付けに応募しない旨の契約を締結している一部の株主のみとするための手続（以下「堯アセットマネジメントスクイーズアウト手続」といいます。）を実施する予定とのことであり、当該手続において少数株主に交付される金銭の額は、堯アセットマネジメント公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定されるとのことですので、買付予定数に下限を設けることなく本公開買付けを行い、仮に、公開買付者グループの議決権保有割合が3分の1以下となる株数しか買付けができなかった場合、公開買付者グループが本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株あたり4,100円で取得した対象者普通株式について、直後に、堯アセットマネジメント公開買付価格である1株あたり2,465円で堯アセットマネジメントスクイーズアウト手続がなされることにより、損失を被るおそれがあります。これらの事情に鑑み、公開買付者グループの議決権保有割合が3分の1超となるよう買付予定数に下限を設けております。

更に、買付予定数の下限である6,163,300株は、堯アセットマネジメント公開買付けにおける買付者である堯アセットマネジメントの特別関係者である田中秀明氏、サントレード株式会社（以下「サントレード」といいます。）、株式会社エイチエーエス、MIKIKO SUZUKI氏、田中佐世子氏、公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金、津田希代子氏、田中明三氏及び田中恵子氏が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数（合計86,088個）、堯アセットマネジメント公開買付けにおいて堯アセットマネジメントの立場として事務サポートをしている対象者の取締役である上尾茂氏が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数（21個）、サントレードの監査役を務めている対象者の常勤監査役である福井健司氏が保有する対象者普通株式に係る議決権の個数（813個）、並びに公開買付者グループが保有する対象者普通株式に係る議決権の個数（10,365個）を控除した議決権の個数（118,664個）の過半数（59,333個）に相当する株式数（5,933,300株）、すなわち、堯アセットマネジメント公開買付けにおける堯アセットマネジメントの特別関係者及び公開買付関係者、並びに公開買付者グループを除く対象者の株主が所有する対象者普通株式に係る議決権の個数の過半数に相当する株式数を上回るものとなります。したがって、本公開買付けが成立するためには、堯アセットマネジメント及び公開買付者グループと利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者普通株式に係る議決権の個数の過半数に相当する株式数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数を上回る買付予定数の下限を設定することが予定されており、少数株主による判断機会が確保されております。

なお、本公開買付けは対象者の非公開化を目的としておりませんので、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限につき、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数とは設定しておりません。ただし、対象者からECMに対して、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数と設定していない本公開買付けについては強圧性の問題が解消されていないとの指摘があったことも踏まえ、公開買付者グループとしては、対象者の当該指摘は合理性を欠くものであると考えているものの、対象者の懸念に応えるべく、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する

対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、本公開買付け価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを再度実施することを検討しております。詳細については、「(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」をご参照ください。

上述のとおり、本公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではありませんが、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て（公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実行することを予定しております。

また、上述のとおり、本公開買付けは、対象者の中長期的な企業価値を向上させるため、本公開買付者グループが対象者に対する一定の影響力を確保することを目的の一つとするところ、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上であるか3分の2未満であるかを問わず、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただきたいと考えております。具体的には、本公開買付け後の具体的な経営方針については、ECMは、原則として対象者の業務執行に直接携わることなく対象者経営陣の意向を最大限尊重いたしますが、対象者のモニタリング機能を強化するため、本公開買付け後、対象者が指名委員会等設置会社へ移行すること、また、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の2以上とすることを促す予定です（なお、公開買付者グループからは、対象者の取締役会への人員の派遣は予定していません。）。また、経営陣の企業価値及び株主価値とのアラインメントを強化するために、本公開買付け後、対象者経営陣の報酬設計をそれらと強くアラインしたものに改定することを促す予定です。

本公開買付け成立後の議決権行使につき、公開買付者グループは、ECMの日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、金融庁ホームページを通じて開示されております議決権行使基準に従って、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権を行使することを予定しております。議決権行使基準では、議決権行使の基本理念とともに、主な議案に対する判断のガイドライン（議決権行使のガイドライン）を定めております（ただし、ガイドラインに従った議決権行使が、議決権行使の基本理念に反するおそれがある場合は、ガイドラインと異なる判断をすることがある旨も明記しております。）。議決権の行使に際しては、対象者の経営状況に加え、対象者経営陣との対話の内容や個別事情等も踏まえ、議決権行使基準に従いつつ、議決権行使検討会議を開催して判断いたします。なお、議決権行使助言会社（Institutional Shareholder Services Inc. 及びGlass Lewis & Co., LLC）の意見も取得し、賛否推奨の理由を確認した上で、特に慎重な検討を重ねる場合もあります。

上述のとおり、特別委員会の委員との面談は実現できず、また、対象者とも面談を実施できていない等の経緯を踏まえると、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みについては明らかではありません。もっとも、堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が2025年9月19日で満了することから、ECMは、同月9日付けで、対象者に対して、本意向表明の内容が公表されないまま、対象者株主が少数株主の利益が保護されていない堯アセットマネジメント公開買付けに応募してしまうといった事態を避けるため、同月10日までに本意向表明の事実及び概要を公表することや、堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が延長されることにより、対象者株主が十分な情報を基に慎重に判断を行うことが可能な状況を作成するよう、対象者に求めましたが、対象者からかかる対応がなされな

かったことから、本公開買付けを開始する前に堯アセットマネジメント公開買付けが終了してしまうことを避けるため、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが立たない状況であっても、同月16日をもって本公開買付けを開始することといたしました。なお、対象者との交渉経緯に関する詳細については、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

① 公開買付者の概要

公開買付者は、株券等の取得及び所有等を目的として、ケイマン諸島法に基づき2021年3月10日に設立された法人（外国法人）であり、本日現在、対象者普通株式を所有しておらず、また、その株式はECMが運用するMFの受託者として、サンテラが全て保有しています。また、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

ECMは、シンガポール共和国法に基づき2006年に設立された投資運用会社であり、ECMの役職員である高坂卓志、今井陽一郎、佐藤久彰及び内田龍平がその発行済株式の全てを所有しています。ECMは、本日現在、主にECMの役職員や、北米の大学財団、年金基金など長期性資金を有する機関投資家からの出資をMFを通じて運用しており、また、2007年9月21日より、対象者普通株式を100株（所有割合0.00%）所有しています。

ECMは、設立以来、自ら又はMFを通じて、主に日本市場における上場株式に対して投資、運用を行っております。ECMは、基本的に、中長期的な企業価値向上に伴う値上がり益や配当を享受することを目的として、企業価値に比べ割安である株式に対して投資を行っております。

本日現在におけるECMの主な投資先としては、川崎汽船株式会社、第一生命ホールディングス株式会社、株式会社リコー、株式会社UACJなどが挙げられます。ECMは、本日現在において、24社の上場会社に係る大量保有報告書及び大量保有報告書に係る変更報告書を提出しております。

ECMが運用するMFの受託者であるサンテラは、ケイマン諸島法に基づき設立された法人であり、ECMが運用するMFの受託者であり、MFの受託者として本日現在、対象者普通株式を1,036,400株（所有割合4.80%）所有しています。MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限はMFの設立・運営に係るECMとサンテラとの間の信託証書（以下「本信託証書」といいます。）に基づきECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金によりこれまで取得された対象者普通株式については、本信託証書に基づき、形式的には、MFの受託者であるサンテラが所有者となっております。なお、公開買付者の実質的株主もMFですが、MFに法人格がないため、形式的には、本信託証書に基づき、MFの受託者であるサンテラが公開買付者の唯一の株主となっております。

② 本公開買付けの背景等

対象者は、創業者である田中勇吉氏が1952年9月に大阪市東区（現中央区）瓦町に化学薬品（家具用ワックス）の製造を目的とする日東商會を創業したことを起源とし、1954年10月に化学薬品（ワックス類等）の製造及び販売を目的に、日東商會の事業を承継し、日東化学株式会社として設立された会社であり、1993年4月に現在の社名である株式会社ソフト99コーポレーションに商号を変更しております。また、対象者普通株式については、2001年6月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分見直しにより、本日現在においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

対象者のグループは、本日現在、対象者及び連結子会社9社によって構成され、ファインケミカル事業、

ポーラスマテリアル事業、サービス事業及び不動産関連事業の4つの事業セグメントを展開しており、それぞれの事業内容は以下のとおりとのことです。

(ア) ファインケミカル事業

主に、一般消費者向け及び自動車コーティング施工業者向けに、自動車用ケミカル品の製造・販売を行っており、洗車用品（カーワックス等）、自動車用補修・整備用品、その他家庭用品、TPMS（タイヤ空気圧監視装置）、電子機器・ソフトウェアの開発・販売等を主要な製品としているとのことです。

対象者が主要製品の製造・販売を行う他、連結子会社のアスモ株式会社が対象者製品に使用するプラスチック容器の企画販売を行っており、海外では、中国（上海市）において連結子会社の上海速特99化工有限公司が自動車用ケミカル品の企画・販売を行っているとのことです。また、連結子会社の株式会社オレンジ・ジャパンがTPMSの企画開発販売を、連結子会社の株式会社アンテリアが海外自動車用品の輸入販売を、連結子会社の株式会社ハネロンが電子機器・ソフトウェアの開発・販売を行っているとのことです。

(イ) ポーラスマテリアル事業

主に、工業資材・生活用品向けに、PVA（ポリビニルアルコール）やウレタン等の多孔質体（ポーラスマテリアル）を素材とする化成品の製造・販売、及び病院施設で使用する医療・衛生管理用品の企画・開発・販売を行っており、ポリビニルアルコール（PVA）やウレタン等を素材とした吸水・洗浄材、工業用の研磨材、濾過材、医療用吸液材、生活用品等の他、医療・衛生管理用品としては薬液塗布用のモップや床汚染防止用シート等を主要な製品としているとのことです。

PVAやウレタン等を素材とする製品においては、連結子会社のアイオン株式会社が製造・販売を行っており、医療・衛生管理用品においては、連結子会社のアズテック株式会社が企画・開発・販売を行っているとのことです。

(ウ) サービス事業

主に、自動車整備・鈑金事業、自動車教習事業、生活用品企画販売事業を行っており、主要なサービスは、自動車整備・鈑金事業においては、自動車の整備・鈑金塗装、自動車のリース・レンタルを、自動車教習事業においては、自動車免許の取得支援、安全運転のためのマナー教育、そして燃費向上のためのエコドライブ講習等を行っているとのことです。

また、生活用品企画販売事業においては、主に生活協同組合向けに家庭用品の企画・販売を行っているとのことです。連結子会社の株式会社ソフト99オートサービスが自動車整備・鈑金事業を行い、連結子会社のアスモ株式会社が自動車教習事業を行い、連結子会社の株式会社くらし企画が生活用品企画販売事業を行っているとのことです。

(エ) 不動産関連事業

主に、対象者保有の不動産を賃貸する不動産賃貸事業と、対象者の保有する不動産の有効活用の一環として、温浴施設の運営等を行うSI（Service Incubation）事業及び介護予防支援事業を行っているとのことです。

対象者が不動産賃貸事業及びSI事業を行う他、連結子会社のアスモ株式会社が介護予防支援事業を行っているとのことです。

ECMは、2007年5月中旬に、対象者普通株式を初めて取得いたしました。対象者は、上場後初年度である2002年3月期から2007年3月期までの全ての期において、営業利益、経常利益、当期純利益、及び営業活動によるキャッシュ・フローが一度も赤字になることがないなど、その経営状況は安定していると判断されました。また、2007年3月期の対象者の自己資本比率は88.4%に達し、現預金から借入金を差し引いたネットキャッシュは58億円（小数点以下第一位を四捨五入。）に及ぶなど、対象者の財政状態は非常に健全であると判断されました。他方で、2007年5月1日時点において、対象者の株価純資産倍率（以下「PBR」といいます。）は0.53倍と、1倍を大きく下回る状態にありました。これらの事情を踏まえ、ECMは、対象者普通株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安であると考えたため、2007年5月中旬に対象者普通株式を初めて取得したものです。

ECMは、上記のとおり2007年5月に対象者普通株式を初めて取得して以来、時期によって増減はあるものの、18年以上にわたり対象者普通株式の保有を継続しており、その間、ECMは対象者に対して、十数回にわたる経営陣との面談を中心としたエンゲージメントを通して、対象者の経営の効率性等に関する課題について伝達してきました。ECMは当該エンゲージメントにおいて、低迷する株主資本利益率（以下「ROE」といいます。）、過剰な自己資本、割安な株価等に関するECMの問題意識を対象者に伝達し、対象者の経営陣による対応を期待してきましたが、経営陣からはECMの問題意識に対して必ずしも前向きな反応は示されず、実効的な対応も取られないという状況が続き、結果的に、ECMが対象者普通株式を取得して以来、一度も対象者のROEが株主資本コストを超過したことはなく（機関投資家の日本株式に対する株主資本コストは8%程度と想定されることもありますが、対象者のROEは、2001年の上場以来、最大で5.4%、平均で2.9%となっています。）、株価がPBR1倍を上回ることもありませんでした。

そのような中、ECMは、2025年8月6日に、堯アセットマネジメントが開示した、堯アセットマネジメント公開買付けプレスリリースを確認し、堯アセットマネジメント公開買付けが実施されることを知るに至りました。堯アセットマネジメント公開買付けプレスリリースによると、堯アセットマネジメントは、対象者普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び公開買付不応募契約の対象である対象者普通株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的として、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引の一環として、堯アセットマネジメント公開買付けを実施することを決定したとのことです。

対象者普通株式1株につき2,465円という堯アセットマネジメント公開買付価格はPBR1倍を下回る水準であり、低迷するROEや割安な株価に対して長年にわたり有効な対策を打ち出すことができなかった対象者の経営陣が引き続き対象者の経営を主導する前提で決定された価格と考えられ、一般株主にそのような価格での退出を強いることは、一般株主に、経営陣によりこれまで株価向上に向けた有効な施策がとられなかった不作為の犠牲となることを強いることとも言えます。また、現在の経営体制が存続する前提であったとしても、対象者の安定した経営状況や財政状態を勘案すると、堯アセットマネジメント公開買付価格は著しく割安な水準であり、少数株主利益が保護されていないと考えられます。

対象者の経営陣がこれまで株主価値を毀損してきたこと、また、堯アセットマネジメント公開買付価格が不当に割安であることを示す一例として、株主資本コストや加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital、以下「WACC」といいます。）の問題が挙げられます。

対象者の2023年5月12日付け「ソフト99グループ 第7次中期経営計画」（以下「第7次中期経営計画」といいます。）によると、対象者は第7次中期経営計画（2024年3月期から2026年3月期）の、「資本コスト＝WACC＝CAPM」を5.5～6.0%と想定しており、また、対象者が2025年6月26日に提出した第71期有価証券報告書においても、対象者の資本コストについては中長期的には概ね5.5～6.0%の水準であると認識しているとの趣旨の記載があります。一般に、機関投資家の日本株式に対する株主資本コストは8%程

度と想定されるところ、対象者は、第7次中期経営計画の最終事業年度である2026年3月期末においても、ROEの計画値が4.9%に設定されていることから、ECMは、これまで対象者は低い資本コストを想定することで、長年にわたりROEが低迷してきたことや今後もROEが大きく改善しないことを正当化しようとしていたのではないかと考えており、結果的に、対象者の株主は割安な株価を甘受せざるを得ない状況を強いられておりました。

ところが、同時期に検討されていた堯アセットマネジメント公開買付価格の公正性及び妥当性を判断するに際しては、対象者は、9.0%~11.0%のWACCを割引率に用いたディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下「DCF法」といいます。）による株式価値算定結果に依拠し、対象者の特別委員会は、7.1%~10.4%のWACCが採用されたDCF法による株式価値算定結果に依拠しています。

DCF法においては、WACCの数値が高くなれば株式価値算定結果が押し下げられることから明らかなとおり、対象者は、これまでの経営においては、低い資本コストを想定し、対象者の株主に割安な株価を甘受せざるを得ない状況を強いていました。それにもかかわらず、堯アセットマネジメント公開買付けにおいては高いWACCの値が採用されており、その結果としてDCF法による株式価値算定結果が押し下げられる等、公開買付者である堯アセットマネジメントに有利な数値が採用されたことにより、少数株主の利益が蔑ろにされていると考えざるを得ません。

堯アセットマネジメント公開買付けは構造的な利益相反が認められる取引であって、買収者である堯アセットマネジメント及び対象者と少数株主との間には大きな情報の非対称性が存在しており、また、株式価値評価には複雑かつ専門的な内容が含まれるため、公開買付価格の公正性を判断することは一般的な少数株主にとって通常困難です。こうした構造的な利益相反が認められる取引においては、独立性を有する特別委員会が少数株主の利益保護を第一に考える立場に立って検討や判断を行うことが、適切な取引条件を担保するための要となります。しかるに、対象者の特別委員会は、少数株主の利益保護を軽視し、対象者普通株式1株につき2,465円という堯アセットマネジメント公開買付価格が、上記のとおり著しく割安な水準であるにもかかわらず、対象者の取締役会が賛同意見を表明し応募推奨を行うことを妥当と判断し、これを受け、対象者の取締役会は賛同意見を表明し、応募推奨を行いました。ECMとしては、このような少数株主利益の保護に強い懸念を生じさせる取引が許容される事態は、日本の資本市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうことにもなりかねず、2007年5月に対象者普通株式への投資を開始して以来、18年以上の長期にわたり対象者の株主であり続けるECMが株主としての責任を適切に果たすためにも、看過することはできないと考えました。

そこで、ECMとしては、対象者に対し、2025年8月18日付けで、対象者の特別委員会の委員と面談を行い、ECMが有する堯アセットマネジメント公開買付けに対する問題意識に関して、特別委員会の委員から説明を受けるべく面談の機会を設定することを要請しました。これに対し、同月21日、対象者より、開示情報以上の説明はいたしかねるとの理由で、特別委員会の委員との面談の機会を設けることに応じることはできない旨、及び、ECMによる長期間にわたる支援に対する謝意を述べるべく対象者の常務取締役である小西紀行氏らとの面談を設定する旨のメールによる回答がありましたが、ECMは同月25日、謝意はメールにより承っていたことを理由に、同氏らとの面談は見送らせていただく旨を回答しました。

堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が限定されている中、ECMは、上記のとおり対象者の特別委員会との面談を拒否されたことを含めた総合的な状況判断の結果、対象者の中長期的な企業価値向上を確保しつつ、少数株主の利益を保護することを目的として、公開買付者による本公開買付けの実施を検討し、2025年8月28日付けで、対象者に対し、本公開買付価格を対象者普通株式1株につき4,100円として、本意向表明をするに至りました。

公開買付者は、本公開買付価格の検討にあたって、既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設

ける必要があるという考えから、対象者の市場株価及び著しく割安な堯アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要があると判断し、また、本公開買付けに対する応募可能性等を検討した結果、対象者普通株式1株につき4,100円という本公開買付価格が妥当であると判断いたしました。本公開買付価格の算定の基礎及び経緯の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。

なお、本意向表明を受け、対象者からECMに対して、2025年9月1日付けで、公開買付者グループの詳細、本意向表明に至った経緯、本公開買付けの準備状況・実現の確実性、本公開買付けの条件及び本公開買付け後の経営方針等に関する多岐にわたる質問書（以下「2025年9月1日付け質問書」といいます。）が送付されたため、ECMは同月3日付けで、本意向表明について対象者がどのように捉えているか（経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」における「真摯な買収提案」と捉えているか）、本意向表明の公表予定又は公表しない理由、堯アセットマネジメント公開買付価格の公正性・妥当性を判断する際に用いた数値（WACCの値を含む。）やその理由等、2025年9月1日付け質問書への回答の検討に際して必要と考えられる事項の確認のため対象者に質問を行いました。これに対し、同月5日付けで、対象者から、2025年9月1日付け質問書の回答の範囲については対象者が「真摯な買収提案」の該当性の判断をするに当たり必要と考えられる範囲で回答することにより、一部の確認事項に対して返答があったため、ECMは、当該返答内容も踏まえ、同日付けで、対象者に対して、公開買付者グループの詳細や、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」及び「(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」に記載した内容と同趣旨の本意向表明に至った経緯、本公開買付けの条件、本公開買付け後の経営方針等について記載した回答書を送付しております（以下「2025年9月5日付け回答書」といいます。）。そうしたところ、同月9日付けで、再度対象者より、本意向表明に至った経緯、本公開買付けの条件、本公開買付け後の経営方針等について追加で質問（以下「2025年9月9日付け質問書」といいます。）がなされたため、ECMは、同月10日付けで、同質問に対して、2025年9月5日付け回答書の回答を敷衍・補充する形で回答しております。また、ECMは、同月10日付けで、2025年9月1日付け質問書に対して回答未了であった、本公開買付価格の検討にあたり考慮したWACCの値に関する事項への回答や本公開買付けの目的に関する説明の補充等を行っております。

なお、上記の質問書及び回答書のやり取りに加え、堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が2025年9月19日で満了する中、対象者から、本意向表明の公表等が行われない状況も踏まえ、ECMは、同月9日付けで、対象者に対して、本意向表明の内容が公表されないまま、対象者株主が少数株主の利益が保護されていない堯アセットマネジメント公開買付けに応募してしまうといった事態を避けるため、同月10日までに本意向表明の事実及び概要を公表することや、堯アセットマネジメント公開買付けの公開買付期間が延長されることにより、対象者株主が十分な情報を基に慎重に判断を行うことが可能な状況を作出するよう、対象者に求めましたが、対象者からかかる対応はなされませんでした。このため、上述のとおり、特別委員会の委員との面談は実現できず、また、対象者とも面談を実施できていない等の経緯を踏まえると、本公開買付けにおいて対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みについては明らかではないものの、本公開買付けを開始する前に堯アセットマネジメント公開買付けが終了してしまうことを避けるため、本公開買付けに対する対象者取締役会の賛同・応募推奨を得られる見込みが立たない状況であっても、同月16日をもって本公開買付けを開始することといたしました。

(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

上述のとおり、本公開買付けは対象者の非公開化を目的とするものではありませんが、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て(公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を実行することを予定しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上であるか3分の2未満であるかを問わず、ECMは、対象者の中長期的な企業価値向上に最大限寄与すべく、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化することを目指し、経営・管理体制の見直しを支援させていただきたいと考えております。なお、本公開買付け後の具体的な経営方針については、ECMは原則として対象者の業務執行に直接携わることなく、対象者経営陣の意向を最大限尊重いたします。

対象者が、これまで長期間にわたり、企業価値及び株主価値を毀損してきたことの要因として、経営陣に対するモニタリング機能や経営陣の企業価値及び株主価値とのアラインメントが不十分であったことが考えられます。

前者との関係では、モニタリング機能を強化するため、ECMは、本公開買付け後、対象者が指名委員会等設置会社へ移行することを促し、また、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の2以上とすることを促す予定です。なお、公開買付者グループからは、対象者の取締役会への人員の派遣は予定しておりません。

また、後者との関係では、経営陣の企業価値及び株主価値とのアラインメントを強化するために、ECMは、本公開買付け後、対象者経営陣の報酬設計につき、企業価値及び株主価値の増加から生じる利益を共有するインセンティブ報酬を積極的に付与することができるよう改定することを促す予定です。なお、インセンティブ報酬の内容としては、ストック・オプションや譲渡制限付き株式報酬等、様々な選択肢の中から適切なものを選べるよう、本公開買付けの終了後に対象者経営陣と真摯に協議することを予定しております。

さらに、ECMは、コンプライアンスの徹底は、企業価値向上に不可欠な基盤であると考えております。コンプライアンスを軽視すれば企業価値が毀損されるリスクが高まり、場合によっては経営基盤を揺るがす危機を招きかねません。一方で、コンプライアンスを重視し内部統制体制を強化することは、資本コストの低減を通じ、中長期的な企業価値向上に繋がると考えられます。対象者は現在「ソフト99グループ行動憲章」や「内部統制システムに関する基本的な考え方」を定め、それらの遵守状況を内部統制委員会及び内部監査部門でモニタリングしていると認識しておりますが、ECMはそのようなコンプライアンスの取り組みをより一層充実させることを促す予定です。

また、ECMは、本公開買付けの完了後、対象者の役職員について、解雇・人員削減等を行うことは考えておらず、従来の処遇を維持ないし改善すること、企業価値の増加から生じる利益を共有するインセンティブ報酬(株式の保有を含む)を積極的に付与することを促す予定です。

そして、本公開買付け成立後の議決権行使につき、公開買付者グループは、ECMの日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明に伴い、金融庁ホームページを通じて開示されております議決権行使基準に従って、対象者の中長期的な企業価値の向上を目指して議決権を行使することを予定しております。議決権行使基準では、議決権行使の基本理念とともに、主な議案に対する判断のガイドライン(議決権行使のガイドライン)を定めております(ただし、ガイドラインに従った議決権行使が、議決権行使の基本理念に反するおそれがある場合は、ガイドラインと異なる判断をすることがある旨も明記しております)。

議決権の行使に際しては、対象者の経営状況に加え、対象者経営陣との対話の内容や個別事情等も踏まえ、議決権行使基準に従いつつ、議決権行使検討会議を開催して判断いたします。なお、議決権行使助言会社（Institutional Shareholder Services Inc. 及びGlass Lewis & Co., LLC）の意見も取得し、賛否推奨の理由を確認した上で、特に慎重な検討を重ねる場合もあります。

なお、本公開買付けは対象者の非公開化を目的としていないため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限につき、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数とは設定していないことは上記のとおりです。もっとも、対象者からECMに対して、2025年9月1日付け質問書において、買付予定数の下限を公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となる株式数と設定していない本公開買付けについては強圧性の問題が生じ得るとの指摘があり、これに対してECMは、2025年9月5日付け回答書において、上述のとおり本公開買付けにおいては少数株主による判断機会が確保されていることも踏まえて強圧性の問題は生じないと考えている旨回答したものの、対象者からは、2025年9月9日付け質問書において、再度、強圧性の問題は解消されていない旨の指摘がありました。公開買付者グループとしては、対象者の当該指摘は合理性を欠くものであると考えているものの、対象者の懸念に応えるべく、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上とならなかった場合には、本公開買付け価格と同一の価格を買付け等の価格として、買付予定数の上限及び下限を設定しない公開買付けを再度実施することを検討しております。公開買付者グループは、対象者普通株式に対して中長期の投資を行うことを基本としており、本日時点において、対象者普通株式の処分の予定はありません。もっとも、公開買付者グループは本公開買付けによって取得する対象者普通株式を中長期的に保有することを基本方針としているものの、ECMは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」「②本公開買付けの背景等」のとおり、2007年5月以降、対象者普通株式の市場株価は割安であると考え、対象者に投資をしてきたところ、将来的にかかる割安の状態が解消された場合や、対象者普通株式が対象者の企業価値に比べて割高と評価される状態に至った場合には、公開買付者グループは、対象者普通株式を処分する可能性はあります。なお、ECMが運用するファンド（MFを含みます。）には償還期限は設定されておらず、一定サイクルで償還期限を迎えることはありません（ただし、ファンドの出資者が出資を解約することはあり得ますので、その場合最終的にMF又は公開買付者が保有資産を処分することとなる可能性もありますが、その時期・規模は現時点で予測できません。）。また、公開買付者グループは、対象者普通株式を対象者並びにその役員及び従業員に買い取らせる目的を有しておりません。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者グループの所有する対象者普通株式に係る議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上となり、かつ公開買付者が対象者普通株式の全て（公開買付者グループが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実行することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対

象者の株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。

株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者普通株式の全部を取得いたします。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者普通株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者普通株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者グループが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上となり、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付け終了後、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会の開催時期等については、公開買付者と対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、公開買付者といたしましては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認を得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象普通者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象

者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）が所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を充たす場合には、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する対象者普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）が所有する対象者普通株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等について、本公開買付け終了後、公開買付者は対象者に協議の申入れを行う予定であり、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（５）上場廃止の見込みの有無及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者普通株式の全て（公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした取引を行う可能性がありますので、この取引が実現した場合、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

（６）本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者が本公開買付けにより取得することとなる対象者普通株式に係る議決権の行使権限は、公開買付者とECMとの間の投資一任契約に基づきECMが有しております。

また、MFに関する投資権限及び投資対象の議決権行使に係る権限は本信託証書に基づきECMが有していますが、MF自体には法人格が存在しないため、ECMの投資判断に基づき、MFの資金によりこれまで取得された対象者普通株式1,036,400株（所有割合4.80%）については、本信託証書に基づき、形式的には、MFの受託者であるサンテラが所有者となっております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ソフト 99 コーポレーション	
② 所 在 地	大阪市中央区谷町 2 丁目 6 番 5 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 秀明	
④ 事業内容	自動車・家庭用・産業用ケミカル用品の製造販売	
⑤ 資本金	2,310,056 千円（2025 年 3 月 31 日現在）	
⑥ 設立年月日	1954 年 10 月	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 3 月 31 日)	サントレード株式会社	15.00%
	KeePer 技研株式会社	12.42%
	MIKIKO SUZUKI	6.90%
	株式会社エイチエーエス	3.86%
	株式会社三菱 UFJ 銀行	3.69%
	ソフト 99 従業員持株会	3.12%
	田中 秀明	3.06%
	公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金	2.79%
	田中 佐世子	2.75%
	田中 明三	2.55%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	

(2) 日程等

① 日程

ディレクターによる決定	2025 年 9 月 12 日（金曜日）
公開買付開始公告日	2025 年 9 月 16 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	2025 年 9 月 16 日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

2025 年 9 月 16 日（火曜日）から 2025 年 10 月 29 日（水曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 4,100 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考えから、対象者の市場株価及び著しく割安な堯アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要があると判断し、また、本公開買付けに対する応募可能性等を検討した結果、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 9 月 11 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値 2,462 円に対して 66.5%、堯アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 8 月 5 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者普通株式の終値 1,610 円に対して 154.7%、堯アセットマネジメント公開買付価格に対して 66.3%のプレミアムを加えた、対象者普通株式 1 株につき 4,100 円で本公開買付けを行うことを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 (4,100 円) は、堯アセットマネジメント公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 8 月 5 日までの過去 1 か月間 (2025 年 7 月 6 日から 2025 年 8 月 5 日まで) の終値の単純平均値 1,593 円に対して 157.4%、同過去 3 か月間 (2025 年 5 月 6 日から 2025 年 8 月 5 日まで) の終値の単純平均値 1,615 円に対して 153.9%、同過去 6 か月間 (2025 年 2 月 6 日から 2025 年 8 月 5 日まで) の終値の単純平均値 1,588 円に対して 158.2%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。また、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 9 月 11 日までの過去 1 か月間 (2025 年 8 月 12 日から 2025 年 9 月 11 日まで) の終値の単純平均値 2,465 円に対して 66.3%、同過去 3 か月間 (2025 年 6 月 12 日から 2025 年 9 月 11 日まで) の終値の単純平均値 1,934 円に対して 112.0%、同過去 6 か月間 (2025 年 3 月 12 日から 2025 年 9 月 11 日まで) の終値の単純平均値 1,785 円に対して 129.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

加えて、本公開買付価格 (4,100 円) は、堯アセットマネジメント公開買付けに際して対象者が第三者算定機関として選任した株式会社 KPMG FAS の DCF 法による株式価値算定結果の上限である 2,893 円を 41.7%上回っており、対象者特別委員会が第三者算定機関として選任した株式会社ブルータス・コンサルティングの DCF 法による株式価値算定結果の上限である 3,155 円を 30.0%上回っております。

なお、公開買付者は、財務情報等の客観的な資料を参考にする等、対象者普通株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

② 算定の経緯

公開買付者が本公開買付価格を決定した経緯は、上述のとおり、対象者の既存の株主に対して、適切な株価での売却機会を設ける必要があるという考えから、対象者の市場株価及び著しく割安な堯アセットマネジメント公開買付価格に対して適切なプレミアムを付ける必要性や、本公開買付けに対する応募可能性等を総合的に勘案したものです。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	20,558,683 (株)	6,163,300 (株)	— (株)
合計	20,558,683 (株)	6,163,300 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,163,300 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (6,163,300 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数 (20,558,683 株) を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第 1 四半期決算短信に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (22,274,688 株) から、同日現在の対象者が保有する自己株式数 (679,505 株) を控除した株

式数（21,595,183 株）から、公開買付者グループが所有する対象者普通株式の数（1,036,500 株）を控除した株式数です。

（注 3）対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

（注 4）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	（買付け等前における株券等所有割合 — %）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	10,365 個	（買付け等前における株券等所有割合 4.80%）
買付予定の所有株券等に係る 議 決 権 の 数	205,586 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	216,325 個	

（注 1）「買付予定の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（20,558,683 株）に係る議決権の数を記載しております。

（注 2）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注 3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2025 年 6 月 26 日に公表した第 71 期有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 1 四半期決算短信に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（22,274,688 株）から、対象者第 1 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（679,505 株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株支援信託 ESOP」の信託財産である対象者普通株式 115,100 株を含めておりません。）を控除した株式数（21,595,183 株）に係る議決権の数（215,951 個）を分母として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金

84,290,600,300 円

（注）買付代金は、買付予定数（20,558,683 株）に本公開買付価格（4,100 円）を乗じた金額を記載しております。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 14 号

株式会社 DMM.com 証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 東京日本橋タワー 10 階

② 決済の開始日

2025 年 11 月 5 日（水曜日）

③ 決済の方法

（立花証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（株式会社 DMM. com 証券から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール（DMM 株 STANDARD）にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座（公開買付復代理人）へ入金いたします。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）にご確認ください。）。また、公開買付復代理人（株式会社 DMM. com 証券）から応募された応募株主等については、応募株主等口座（公開買付復代理人）に返還いたします。ただし、対象者の特別口座管理機関である、三菱 UFJ 友信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募し、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが行われた場合、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することはできませんのでご注意ください。詳しくは三菱 UFJ 信託銀行株式会社にお尋ねください。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,163,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,163,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主

総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第 14 条第 1 項第 3 号又に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

（立花証券株式会社から応募された場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

（その他の立花証券株式会社全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。））

（株式会社 DMM. com 証券から応募された場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人の取引ツール（DMM 株 STANDARD）から所要事項を入力する方法により解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

株式会社DMM. com証券 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号東京日本橋タワー10階

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2025 年 9 月 16 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 14 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

株式会社 DMM.com 証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号東京日本橋タワー10

階

(公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人(立花証券株式会社：フリーコール(0120)192-460)にお願いします。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け後の株券等の保有方針等」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止の見込みの有無及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上